

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし国民の祝日及び12月30日から翌年1月3日までは休みとする。(緊急対応が必要な場合はこの限りではない。)
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- (3) 訪問介護サービス提供対応日 月曜日から日曜日までとする。
- (4) 訪問介護サービス対応時間 午前8時から午後6時までとする。
- (5) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定訪問介護の内容は、次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割・2割・3割の額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居室において行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 実施地域以外から片道20キロメートル未満 無料
- (2) 実施地域以外から片道20キロメートル以上 1キロに対して20円

3 通常の事業の実施地域以外の地域の居室において指定訪問介護を行う場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

4 事業所は、利用者に指定訪問介護を提供した際には、以下の事項を記したサービス提供記録を作成しなければならない。

- (1) 指定訪問介護の提供日、提供時間
- (2) 指定訪問介護の具体的な内容
- (3) 利用料金、保険給付の額
- (4) 利用者の心身の状況
- (5) その他必要な事項

5 事業所が利用者から第1項及び第2項の費用の支払いを受けたときは、サービスの内容・金額を記載した領収書(法定代理受領サービスに該当しない場合、サービス提供証明書)を利用者に交付することとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、北九州市内とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 各 事業所及びバスの従業者は、サービスの提供中に利用者の病状が急変した場合、その処置が